

商品類型 No.123「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.4」認定基準（No.137,138 含む）の軽微な改定について

○分類 C-1 ～ボード～

【改定の概要】

適用範囲について、JIS A 5451 を JIS 規定の廃止により削除、旧基準のその他建材の認定品の移行先として「その他ボード関連資材」を適用範囲に追加した。

防蟻剤、防腐剤、防カビ剤および防虫剤の不適用については、エコマーク認定基準No.126「塗料 Version2」においても防カビ剤、防腐剤の使用を許容しているため、製品に使用する塗料に含まれる防腐剤、防カビ剤については、防カビ剤、防腐剤の不適用を適用しないことを明記した。

建築解体石膏ボードのアスベスト等の分別除去、試験方法について、エコマーク認定基準 No.131「土木製品 Version1」において同項目の文面の改定が提案されたため、整合を取って修正した。（本項目はボードに限らず、建築製品の本項目のある対象は全て改定を行うこととする）

2. 適用範囲

- 木質系セメント板 JIS A 5404
- パルプセメント板 JIS A 5414
- 住宅屋根用化粧スレート JIS A 5423
- 繊維強化セメント板 JIS A 5430
- ~~ロックウールシージング板 JIS A 5451~~
- せっこうボード JIS A 6901
- ファイバーセメント製スレート ISO9125
- 内装用ボード
- その他ボード関連資材（壁面や床面用のレベル調節用パッキン、スペーサー、支持部など）

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

(2) 製品は、重金属など有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する基準に適合すること。再生材料としてスラグ、エコセメントを使用する場合は、加えてホウ素、フッ素についても基準に適合すること。

ただし、金属、紙、木材については、本項目を適用しない。

(4) 製品は、アスベストを含有しないこと。

建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードをリサイクルした製品は、アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去すること。なお、除外すべき具体的な廃石膏ボードは、「石膏ボード製品におけるアスベストの含有について」（社団法人 石膏ボード工業会）および、「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（建設副産物リサイクル広報推進会議）などを参照参考に選定すること。

石膏ボード加工製品の製造工場や新築工事現場で廃棄された石膏ボードのみをリサイクルした製品

は、再生材料にアスベストが含有し~~されて~~いないので、分析を行う必要はない。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目の適合状況の有無を記入すること。アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去している場合は、分別・除去の具体的な方法を報告すること。なお、分析調査による判定の場合は、トレモライト等6種の石綿が0.1%を超えて含有しないことをまたは、試験による適合証明を行うこと。アスベストの含有率の測定は「~~JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法~~」にしたがって実施すること。また、~~アスベスト含有の判定は平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」~~で示されている「JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(2008)及び基発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係わる留意事項について」などに準拠する方法による~~も~~て行うこと。

- (8) 製品は、防蟻剤、防腐剤、防カビ剤および防虫剤を使用しないこと。ただし、塗料中の防腐剤、防カビ剤については適用しない。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (10) 品質は、該当するISO規格またはJIS規格に適合していること。内装用ボード、その他関連資材については、類似するJIS規格に準ずる自社規格に適合していること。

【証明方法】

申込者は、該当するISO規格またはJIS規格に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JISなどの認定を受けている場合は、JISなどの認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。内装用ボード、その他関連資材については、類似するJIS規格に準ずる自社規格に適合していることの証明書を提出すること。

○分類 C-5 ～吸音材料・防音防振マット～

防音防振マットの性能基準について、現行基準は部屋全体の防音性能を測定する試験規格であり、マット単体の性能を評価するに適さなかったため、測定方法、基準値ともに改定する。測定方法、基準値は住宅性能表示制度における床仕上げ構造に求められる性能を参考に設定した。なお、防音防振マットの範囲がわかりにくいため、用語の定義を追加した。また、床衝撃音低減性能の記載もマニュアルに義務付けた。

3. 用語の定義

防音防振マット	床衝撃音レベルを低減する目的で床構造の上に施工されるマット、プラスチック、ゴムなどの床仕上げ材又は床下地材。 JIS A 1440-1 及び JIS A 1440-2 の試験試料 6.2 試料の分類におけるカテゴリー I を参照とする。
---------	---

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 吸音材料は、JIS A6301に定める吸音率による区分0.5以上であること。

~~防音防振マットは、JIS A 1418-1およびJIS A 1418-2に定められた測定方法、またはこれらのJISに準じた測定方法により、JIS A 1419-2に定められた遮音等級として床衝撃音レベルで2以上の改善（防音）効果があること。~~

防音防振マットは、JIS A 1440-1（実験室におけるコンクリート床上の床仕上げ構造の床衝撃音レベル低減量の測定方法-第1部：標準軽量衝撃源による方法）及びJIS A 1440-2（実験室におけるコンクリート床上の床仕上げ構造の床衝撃音レベル低減量の測定方法-第2部：標準重量衝撃源による方法）に基づき測定を行い、表1に示す床衝撃音レベル低減量基準以上であること（小数点第1位まで満足すること）。申込製品が床下地材など他の床仕上げ材等とを組合せて施工する製品の場合、指定の他の床材と組合せて測定を行うことも可とする。

表1 床材の床衝撃音低減性能を示す基準

	63Hz	125Hz	250 Hz	500 Hz	1k Hz	2k Hz
軽量床衝撃音レベル低減量	/	0 dB	9dB	15 dB	19dB	21 dB
重量床衝撃音レベル低減量	0dB	-5 dB	-8 dB	-8 dB	/	/

注) 防音防振マットの床衝撃音レベル低減量基準は日本住宅性能表示基準を参考とした。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合の有無を記入し、試験結果を提出すること。また、防音防振マットについては、施工することで重量床衝撃音レベル低減性能を下げることがないことが明らかな場合、その旨を説明することで重量床衝撃音レベル低減量の試験結果に代えることができる。申込製品と他の床仕上げ材等とを組合せて測定する場合は、組合せた申込製品以外の床材の詳細について記載すること。

- (9) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。防音防振マットについては、床衝撃音低減性能に関しても記載するとともに、4-1.(1)において防音防振マットと他の床材との組合せにより測定を行った場合は測定条件についても記載すること。

○No.137B-1 屋根材、No.137C-1 外装材、No.138B-2 宅地ます

5. 商品区分、表示など

表 2 再生材料種と表示する材料名

再生材料種	表示する材料名
製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッジ	スラッジ
上水道汚泥、湖沼などの汚泥、下水道汚泥、 <u>製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッジ</u>	汚泥

改定日：2008年8月21日